

平成30年

寒河江市農業委員会第3回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第3回総会

日 時 平成30年3月26日（月）午前9時00分  
会 場 市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査(兼)農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

### 議事

- (1) 議専第1号 事務職員の任免について
- (2) 議第10号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第11号 事業計画変更申請書の審議について
- (4) 議第12号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (6) 議第14号 農用地利用集積計画書の審議について
- (7) 議第15号 平成30年度寒河江市農業委員会運営方針について

開会 午前 9時06分

木村議長            それでは、早速、第3回総会を始めてまいります。  
                          まず、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員  
                          数18名中出席委員18名で、在任委員の全委員が出席して  
                          おります。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長  
                          に一任いただけますでしょうか。

                          （「異議なし」の声あり）

木村議長            それでは、6番・影沢政俊委員、8番・大泉邦彦委員にお  
                          願います。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願  
                          いします。事務局。

                          （報告事項朗読）

木村議長            ただいまの報告について、何かご質問はございませんか。

                          （発言なし）

木村議長            ないようですので、ほかに事務局からありましたら。

事務局（事務局長補佐） はい、議長。

木村議長                    はい、事務局。

事務局（事務局長補佐） 専決議案が1件ございますので、よろしくお願いたします。

木村議長                    今、報告がありましたように、専決議案があります。

木村議長                    それでは、早速議事に入ります。  
初めに、専決のあった議案専第1号「事務職員の任免について」、事務局より説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐） はい、議長。  
それでは、専第1号「事務職員の任免について」ご説明いたします。

（議案書朗読）

木村議長                    ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。ただいま事務局から「事務職員の任免について」説明がありましたが、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長                    ないようですので、続いて、議第10号から議第15号までの議案について一括上程します。

（1）議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」

（2）議第11号「事業計画変更申請書の審議について」

（3）議第12号「農地法第4条第1項の規定による許可

申請書の審議について」

(4) 議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(5) 議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」

(6) 議第15号「平成30年度寒河江市農業委員会運営方針について」

以上、議第10号から議第15号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限は、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、5番・加藤友康委員、議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番・菊地ひとみ委員、4番・土屋喜久夫委員、5番・加藤友康委員、7番・土田彦雄委員、9番・佐藤義広委員、12番・渡辺裕之委員、15番・鈴木久一委員、そして18番の私が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、よろしく申し上げます。職務代理者。

菅井委員

はい、17番、菅井です。

去る3月22日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と事前審査会における現地調査として農地法第5条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位13番、寒河江地区の車輛置場及び社員の駐車場への転用案件です。申請地は島の高松木材の裏の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他、申請された案件については全て異議なしとされたところでは。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

どうもご苦労さまです。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時14分

再開 午前 9時48分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、4番・土屋喜久夫委員、5番・加藤友康委員は関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(土屋喜久夫委員、加藤友康委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺裕之委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

12ページをお開きください。

(議案書順位 1 2 番朗読)

この件につきまして、佐藤委員と小野推進委員と今井推進委員と一緒に 3 月 1 7 日に現地調査を実施しまして、貸人と借人は親子であり、今回の申請は農業者年金受給による再設定となっており、引き続き農地として利用するもので、周辺農地への影響はないと考えております。

(議案書順位 1 3 番朗読)

こちらのほうも、3 月 1 7 日、佐藤委員と小野推進委員と一緒に現地調査をしてまいりました。賃借人の法人は農地所有適格法人、認定農業者であり、引き続き畑として利用するもので、周辺農地への影響はないと考えております。

続きまして、次のページ、1 3 ページをお開きください。

(議案書順位 1 5 番朗読)

こちらのほうも、3 月 1 7 日に調査を、佐藤委員、小野推進委員と今井推進委員と一緒にしてまいりました。賃借人の法人は農地所有適格法人で認定農業者であり、引き続き田として利用するもので、周辺農地への影響はないと考えております。地区審査、事前審査会でも問題ありませんでした。

よろしく申し上げます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。  
土田委員。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

同じく農地法の第3条、12の11番。

(議案書順位11番朗読)

これにつきまして、3月19日に加藤委員と國井推進委員と現地を確認してまいりました。申請地は公園のちょうど西側にありまして、周辺が住宅に囲まれた1町歩ほどの田んぼがありまして、そのうちの10aほどを今回借り受けるということでありまして、引き続き田んぼとして活用するというものでありますので、問題なしということで地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位14番朗読)

兩名は祖父と孫の関係になっておりまして、この案件につきましては、3月17日に菊地(弘)委員と渡邊推進委員と現地を確認してまいりました。借人の[ ]については31歳、農業に従事しまして5年ほどたっており[ ]より経営移譲を受け、引き続き農業経営をしていくということでありましたので、何ら問題ないと確認してきたところであります。地区審査でも異議ありませんでした。

続きまして、13ページになります。

(議案書順位17番朗読)

この件につきましても、3月19日に鈴木委員と國井推進委員と現地を確認してきたところでありまして、同居しながら別々の農業経営をやっているわけでありまして、今回、貸人の一部農地を分離しまして、借人が使用するという



ことであり、引き続きサクランボ農地として活用してくということでありましたので、何ら問題ないということで、地区審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、白岩地区、新宮しのぶ委員、お願いします。

新宮委員

はい、議長。14番、新宮です。

13ページをお開きください。

(議案書順位16番朗読)

こちらの件は、白岩地区の全委員で3月11日に現地調査をしてきました。申請地は白岩にある農地で、従前に譲受人が借り受け耕作していた農地であり、引き続き利用するものであり、周辺の農地への影響はないと思います。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。

順位11番から17番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第10号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第10号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(土屋喜久夫委員、加藤友康委員、入室)

木村議長

関係委員に申し上げます。議第10号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

次に、議第11号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。2番、猪倉です。

(議案書朗読)

木村議長 続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査) はい、議長。順位2番は住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は羽前高松駅から300メートル以内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

なお、議第13号農地法第5条での審議もお願いいたします。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、それでは採決します。

議第11号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第11号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺裕之委員、お願いします。

渡辺委員

はい、議長。12番、渡辺です。

17ページをお開きください。

(議案書順位4番朗読)

こちらのほうなのですが、3月17日に、佐藤委員、小野推進委員と一緒に現地調査をいたしまして、申請地は塩水の市立病院の裏側になります東側の農地で、共同住宅建築の計画となっておりまして、用途区域内の農地であり、計画どおりであれば周辺農地への影響も抑えられると判断しております。地区審査でも異議ありませんでした。

よろしくお願いします。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、土田彦雄委員、お願いします。

土田委員

はい、議長。7番、土田です。

(議案書順位3番朗読)

この件につきましては、3月19日に加藤委員と國井推進委員と現地を確認してきたところでありまして。現地は寺の裏側になりまして、ほなみ団地との間になっておりまして、周辺は住宅地に囲まれたところですが。現在本堂の敷地の中に住宅がありまして、長男の息子が大学を出て帰ってきて手狭に

なったということもありまして、今回の申請となったところであります。計画どおりであれば周辺農地に影響ないということで問題ないことを確認したところでありまして、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局より説明をお願いします。

事務局（農地主査）

順位3番は庫裡建築用敷地、順位4番は共同住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第12号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第12号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺裕之委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。12番、渡辺です。

(議案書順位13番朗読)

この件につきまして、先ほど菅井会長職務代理者から報告があったとおり、3月22日に現地調査をいたしまして、申請地は島東、高松木材の裏、東側の農地で、車輛置場及び社員の駐車場となっております。南寒河江駅から500メートル以内であり、周辺は宅地となっております。高松木材に隣接する農地であって、計画どおりであれば周辺農地への影響もないと考えられ、地区審査でも問題ないというふうになりました。

この土地に関しまして、3年ぐらい前からもう耕作していない土地でありまして、かえってよかったのかなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

木村議長 ありがとうございます。

続いて高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。4番、猪倉です。

(議案書順位11番朗読)

これにつきましては、先ほど出ました転用の許可申請を出しております。この場所を3月18日、私と影沢委員、鬼海推進委員、川越推進委員と行って現地を見てまいりました。ちょうど貸人の■■■■■さんがおりまして、話も聞くことができました。周りは、隣はもともと自分の土地であって、周りに用水路もあります。現在使われてない用地だということで、計画どおりであれば何ら問題はないと、地区審査でも異議はございませんでした。

(議案書順位12番朗読)

この案件につきましても、3月18日、私と影沢委員、鬼海推進委員、川越推進委員と4名で現地を見てまいりました。この地区は、もともと■■■■■君のおじいさんの代に2年ほど相対という形で貸借の口約束で契約がなっておったそうですけれども、約1名は大分前に、何年か前に返している、あともう1名は何もやっていないよということがあって、確認してまいりました。■■■■■君も別なところに転用するからなど一言断っておいてくださいということをおりました。計画どおりであればこれは何ら支障はないであろうと4名で判断してまいりました。地区審査でも意見はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説

明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） 順位 1 1 番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は羽前高松駅から 3 キロメートル以内である農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位 1 2 番は、農業用施設用地への転用になっております。申請地は農振法第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域内にある農地です。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、農振法第 8 条第 4 項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合は例外的に許可し得るとなっており、農振法の農業用施設に用途の変更が済んでおり、農地区分と転用目的は問題ないと考えております。

順位 1 3 番は、車輛置場及び社員の駐車場への転用になっております。申請地は南寒河江駅から 5 0 0 メートル以内にある農地で、第 2 種農地と判断します。第 2 種農地は原則不許可ですが、申請人の事業所の近くで代替性もなく、また、集落に接続する農地であるため、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。



議第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第13号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長 次に、議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、3番・菊地ひとみ委員、4番・土屋喜久夫委員、5番・加藤友康委員、7番・土田彦雄委員、9番・佐藤義広委員、12番・渡辺裕之委員、15番・鈴木久一委員、そして私、18番・木村三紀が関係委員となっておりますので、関係委員は退席し、議長を菅井会長職務代理者をお願いします。

(木村三紀会長、菊地ひとみ委員、土屋喜久夫委員、加藤友康委員、土田彦雄委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、鈴木久一委員、退席)

菅井会長職務代理者 それでは、議長を交代し、早速地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。寒河江・南部地区の報告は私から申し上げます。

議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、22ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業においては、い

ずれの農地も農業振興地域内であり、地域の担い手等に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査でも異議はありませんでした。

以上でございます。

菅井会長職務代理者 続いて、西根・三泉地区、菊地弘美委員、お願いします。

菊地委員 はい、議長。11番、菊地弘美です。  
配付資料22ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者であり、地区審査では異議ありませんでした。また、中間管理事業においても区域内の担い手に貸し出す農地に適している判断され、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

菅井会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、奥山浩二委員、お願いします。奥山委員。

奥山委員 はい、議長。10番、奥山です。

(議案書朗読)

いずれも借受人のほうは認定農家ということで、問題ないということで、地区審査のほうでも異議ありませんでした。

以上です。

菅井会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉通文委員、お願いします。  
猪倉委員。

猪倉委員 はい、議長。2番、猪倉です。

(議案書朗読)

いずれも農業振興地域内にある地区の担い手に貸し出すため農地中間管理機構へ集積する農地に適すると判断いたしました。また、地区審査においても異議はございませんでした。  
以上であります。

菅井会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、白岩地区、新宮しのぶ委員、お願いします。

新宮委員 はい、議長。14番、新宮です。

35ページをごらんください。

(議案書朗読)

いずれの農地も農業振興地域区域内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断いたしました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

菅井会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局からの説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

菅井会長職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

菅井会長職務代理者 意見がございませんでしたので、それでは採決いたします。

議第14号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

菅井会長職務代理者 全員賛成ですので、議第14号は原案のとおり決定いたしました。決議が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（木村三紀会長、菊地ひとみ委員、土屋喜久夫委員、加藤友康委員、土田彦雄委員、佐藤義広委員、渡辺裕之委員、鈴木久一委員、入室）

菅井会長職務代理者 関係委員に申し上げます。議第14号は原案のとおり決定したことを報告します。

ここで、議長を木村会長と交代いたします。

木村議長 次に、議第15号「平成30年度寒河江市農業委員会運営

方針について」事務局から説明をお願いします。

事務局（事務局長補佐） 議第15号、平成30年度寒河江市農業委員会運営方針につきましてご説明いたします。

41ページ、42ページをごらんください

農業委員会等に関する法律が平成28年4月に改正されたことによりまして、寒河江市農業委員会は平成29年7月に新体制に移行いたしました。平成30年度の運営方針は、農業委員会活動をますます充実させていくため、今年度の運営方針に引き続きまして、前年度の運営方針を踏襲した形としております。

1、基本方針であります。近年の農業における情勢の変化ということで、減反政策が廃止されますので、課題としてその旨を加えております。担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農者等の育成・確保という農業委員会の最も重要な事務につきまして、今年度の運営方針において重複して記載しておりました。これを解消するため、4行目にありますけれども、農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の最も重要な事務として位置づけされたとしております。

基本方針に伴いましての2、活動方針になります。

(1) から (6) まで6つの方針を記載しております。軽微な修正はございますが、大きく変更しなければならないと思われる点がありませんでしたので、今年度の活動方針に準じております。

3、事業計画の(1) 諸会議の開催につきましては変更がありません。総会につきましては原則毎月25日、全員協議会等については必要に応じ随時開催、事前審査会は総会開催の概ね4日前に開催するとしております。

(2) 担い手への農地利用の集積と集約化。カタカナのエ

につきまして、今年度の運営の方針については、農地台帳の公表（全国農地ナビ）の適正な運用としておりました。これについては平成27年4月に農地情報公開システム（全国農地ナビ）が稼働になりまして、寒河江市の農地データにつきましては平成28年4月から運用しております。農地台帳の公表という文言を削りまして、正式名称である農地情報公開システム（全国農地ナビ）の適正な運用としております。

（3）遊休農地等対策につきまして、遊休農地と耕作放棄地という言葉を用いておりますので、遊休農地に統一しております。

（4）新規就農者等の担い手の育成、（5）農業者年金制度の啓発と加入推進につきましては変更しておりません。

なお、2月21日に開催いたしました運営委員会におきまして、平成30年度寒河江市農業委員会運営方針（案）につきまして協議を行いまして、了承をいただいております。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第15号「平成30年度寒河江市農業委員会運営方針について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長            全員賛成ですので、議第15号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長            これで、本日上程された議案については全て議決されました。

                         以上をもちまして、本日の総会を終了します。

                         ご苦労さまでした。

閉会    午前10時38分

平成30年3月26日

第3回総会 議長.....

議長.....

議事録署名委員 6番委員.....

議事録署名委員 8番委員.....